

第2章

米 国

内国民待遇	67
(1) 港湾維持税	67
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	67
数量制限	67
(1) 輸出管理制度	67
(2) 丸太の輸出規制	68
関税	68
(1) 高関税品目	68
(2) 時計の関税算定方法	69
アンチ・ダンピング	70
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	70
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	72
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	73
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの運用）	73
(5) モデルマッチング	75
(6) 日本製厚板に対するAD調査	75
補助金・相殺措置	75
2014年農業法	75
原産地規則	77
時計の原産地表示規則	77
基準・認証制度	78
(1) 自動車ラベリング法	78
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	78
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	78
サービス貿易	78
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	78
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	79
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	80
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	81
知的財産	82
(1) 商標制度（オムニバス法第211条）	82
(2) 著作権制度	83

(3) 関税法第337条	84
コラム：米国の知的財産保護制度	86
政府調達	87
バイ・アメリカン条項	87
一方的措置・域外適用	88
(1) 1974年通商法301条及び関連規定	88
(2) スペシャル301条（1988年包括通商競争力法第1303条によって改正された 1974年通商法182条）	89
(3) 輸出管理制	90

内国民待遇

(1) 港湾維持税

2016年版不正貿易報告書 111頁参照

(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送を、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入は阻害されることとなる。2010年、アリゾナ州選出の共和党上院議員とアイダホ州選出の共和党上院議員は、ジョーンズ法を無効とする内容の Open America's Water Act (S. 3525) を提出したが、議会を通過しなかった。

<国際ルール上の問題点>

当該措置は GATT 第3条（内国民待遇）及び第11条（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、米国は、この措置を 1947年の GATT の暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は「上記特則は 1994年 GATT では引き継がれない」点を受け入れたが、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に 1994年 GATT・パラグラフ 3 に例外条項が置かれた。このような経緯により、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTO の基本原則に照らせば、非常に問題である。

このため 1994年 GATT・パラグラフ 3 では、協定の効力発生の日の後 5 年以内、その後は免除が効力のある間は 2 年ごとに、当該免除措置についてその必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかをレビューすることとなっている。

<最近の動き>

本件は 1999年 7 月以来 WTO 一般理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がな

いことを理由に免除継続を主張している。また、米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を、米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行っている」との主張をしている。

一方、我が国を始め多くの国は、1994年 GATT・パラグラフ 3 による免除は GATT の基本原則からの重大な逸脱であることに鑑み、同措置の更新は抑制的になされるべきであり、レビューでは真剣な検討を要するとの立場をとっている。我が国は、2003年から 2015年までの間、一般理事会や非公式協議において、書面及び口頭にて、ジョーンズ法の改正に係る進捗状況の説明等につき、米国へ要請してきたが、本措置が GATT 基本原則から重大な逸脱であることについて十分な説明はなされていない（海運サービスとの関係については、本章「サービス貿易」参照）。

2015年 11～12 月の一般理事会において、我が国より本措置が GATT 基本原則からの重大な逸脱であることを指摘したほか、各国からも米国に対する実質的なレビューの必要性及び内国民待遇からの逸脱が継続されることへの懸念が示された。また、米国産 LNG の輸出にあたり自国（米国）籍 LNG 運搬船の使用を優遇する法律が 2014年 12 月に同国で成立したことについても、状況の改善に逆行する動きとして同様に懸念を示した。

数量制限

(1) 輸出管理制度

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

米国では、従前は「輸出管理法」に基づき輸出管理が実施されてきたが、現在は「国際緊急経済権限

法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。輸出管理法に基づき発動された 1973 年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974 年、1975 年及び 1980 年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

<懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第 12 条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

WTO 農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008 年 12 月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第 12 条 1 項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示され、その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開している。

(2) 丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990 年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990 (1990 年森林資源保全及び不足緩和法)」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイ

を除く西経 100 度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置 (GATT 第 20 条 (g)) 等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた GATT 第 11 条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT 第 20 条 (g) では正当化されず、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、マルチ、パイなどの場を通じて今後は是正をはたらきかけていく。

関 税

(1) 高関税品目

***本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 3.3%であるが、履物(最高 48%)、ガラス製品(最高 38%)、アパレル製品(最高 28.6%)、陶磁器(最高 28%)、毛織物(最高 25%)、トラック(25%)、皮革製品など(20%)、綿織物(16.5%)、チタン(15%)等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は

100%であり、2015年の平均実行税率は3.2%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2019年7月には約90%の関税が撤廃される予定。また、2024年1月には、全201品目の関税が54メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。米国については、2016年7月から関税撤廃を開始した。例えば、米国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019年に完全に撤廃されることになる。

（2）時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、

ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8桁）に対する関税率は設定していない。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は機械式時計を前提としたものであるが、機械式時計の流通は現在世界でごく僅かしかなく、流通実態を反映していない。

1998年及び1999年の日米規制緩和対話において、我が国は米国の時計輸入の関税算定に関し、部品ごとの関税額を合算して関税額を設定する方法を改め、時計完成品のHS分類6桁ベースで関税率を定めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。しかし、1999年3月に発表されたITC（国際貿易委員会）の関税簡素化のための報告書においては、依然として改善は見られず、8桁のまま部品ごとに税率を算定して合算する方法は引き続き維持された。加えて、構成部品の価格分割による算定方式は残存しており、改善が十分ではなかった。

<最近の動き>

2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」において、改めて本問題を議論し、2004年6月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告された。さら

に、2005 年及び 2009 年に行われた日米貿易フォーラムにおいても、早期改善を要望し、また、2008 年及び 2010 年に実施された WTO における TPR 対米審査においても懸念表明を行っていた。2013 年以降は、日本が交渉に参加した環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) において、関税撤廃による本問題の解決を目指しており、2015 年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていた。しかしながら、トランプ大統領が TPP 協定からの離脱に関する大統領令に署名したことにより、TPP 協定の交渉前の状態に戻ってしまったため、我が国としては、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

アンチ・ダンピング

米国は、AD 措置の伝統的なユーザーであり、WTO の公表資料によれば、米国が 1995 年以降に発動した AD 措置は 368 件であり (2016 年 6 月 30 日時点)、先進国の中では WTO 加盟国で最多である¹。

米国の AD 措置は、調査当局による情報開示が積極的に行われているため、制度の透明性が高い²。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO 発足以降、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた AD 関連の事案は 117 件あるが、そのうち 48 件が米国の AD 措置を対象にしたものである³。今後とも、米国の AD 措置の協定整合性を注視していくことが重要である。

我が国は、米国の AD 措置の問題点として、バード修正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたる AD 措置の継続 (サンセツ

ト・レビューの運用) 等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、最近の主な事案について説明する。

(1) バード修正条項 (DS217/DS234)

「バード修正条項 (Byrd Amendment)」(Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000) とは、輸入品に対する AD 税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該 AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した米国内の生産者等に分配する法律であり、AD 措置及び相殺措置の保護貿易効果を拡大させるとともに、AD 措置及び相殺措置の申請を増加させる効果を有するものであった。2000 年 10 月、1930 年関税法の一部を修正するものとして成立した (提案者 R. バード上院議員の名を冠して通称「バード修正条項」と呼ばれる。)

2000 年 12 月、我が国、EU、豪州、韓国、ブラジル、インド、タイ、インドネシア及びチリの 9 か国・地域は、バード修正条項は WTO 協定に整合しないとして、米国に対し、共同で WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い (DS217)、2001 年 6 月、カナダ及びメキシコも同様の要請をした (DS234)。

申し立て国の主な主張は、以下の通り。

バード修正条項は、AD 課税後または補助金相殺関税課税後も、米国への輸入品に対して継続されるダンピングまたは補助に対する救済を目的としている。この目的のため、バード修正条項は、米国税関当局に対して、毎年、徴収した関税額を国内生産者に分配する権限を与えている。この措置は、AD 協定、SG 協定または GATT で許容されていない、ダンピングや補助金に対抗する特定の行為を構成する。さらに、この措置は、国内生産者に対して、AD 関税や補助金相殺関税を支持するよう強いインセンティブを与えている。さらに、バード修正条項は、分配を受けることができる国内生産者が、AD 関税や補助金相殺関税の徴収の方を选好し価格約束に反対するため、輸出者と当局との価格約束をより

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresByRepMem.pdf

² 例えば、米国商務省のウェブページ (<http://trade.gov/enforcement/operations/>) では、AD 調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ (https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm) でも、同様の資料が公表されている。

³ WTO ウェブページ参照 (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)

困難にしている。上記の理由により、バード修正条項は、ダンピング・補助金に対抗する特別の措置であり、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条等に違反し、また国内生産者に対し、AD 関税や補助金相殺関税を支持する強いインセンティブを与えており、AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に違反する。

その後、単一の WTO パネルの設置（同年 9 月）、同条項の協定違反を認定するパネル報告書の発出（2002 年 9 月）、これに対する米国の上訴を経て、2003 年 1 月、上級委員会は報告書を発出した。上級委員会認定のポイントは、以下のとおり。

①バード修正条項は、ダンピング・補助金に対抗する特別の措置であり、AD 協定 18 条 1 及び SCM 協定 32 条 1 等に違反するとの主張

バード修正条項は、ダンピングされた又は補助金を受けた物品を米国に輸出すると、ダンピング防止税・相殺関税で徴収された税が米国の競争者に移転され競合する米国内産業を財政的に支援する結果を生じさせるなど、外国生産者・輸出者が、ダンピングされた又は補助金を受けた物品を輸出するのを思いとどまらせ又は止めるインセンティブを生じさせる構造を有しており、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条でいうダンピングないし補助金に対抗する特別の措置（specific action against dumping or subsidy）に該当する。そして、AD 協定第 18.1 条は、ダンピングへの対抗措置を AD 協定が定める措置（確定的ダンピング防止税の賦課、暫定措置及び価格約束）のみに限定しているところ、バード修正条項はそのいずれにも該当しないため、AD 協定 18.1 条に違反する。また、SCM 協定 32.1 条は、補助金への対抗措置を SCM 協定が定める措置（確定的相殺関税の賦課、暫定措置、価格約束及び対抗措置）のみに限定するが、バード修正条項はそのいずれにも該当しないため、SCM 協定 32.1 条に違反する。

②バード修正条項は、国内生産者に対し、AD 関税や補助金相殺関税を支持する強いインセンティブを与え、AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に違反するとの主張

両協定は、国内生産者の過半数が提訴を支持していることを調査開始の要件としているところ、

バード修正条項は、当該提訴を支持した国内生産者のみに将来徴収した AD 税・相殺関税を分配することとして、国内生産者が提訴を支持するよう事実上余儀なくさせるものであり、かかる要件の意義を無にするものであって両協定違反とのパネルの判断について、上級委員会は両協定は支持の動機まで調査することは要求していないとして判断を覆した。（AD 協定 5.4 条、SCM 協定 11.4 条）

同報告書は、同月、WTO 紛争解決機関（DSB）にて採択され、その後 WTO 仲裁判断により（DSU 第 21.3 条仲裁）、米国の DSB による勧告を履行する期限が同年 12 月末と定められた。

しかし、米国の履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004 年 1 月、我が国、EU、カナダ、メキシコ等の 8 か国・地域は、DSB に対抗措置の承認申請を行った。これに対し、米国の当該対抗措置の規模について異議を述べ仲裁手続に付すことを要請した結果（DSU 第 22.6 条仲裁）、同年 8 月、各年の対抗措置の上限額を、バード修正条項に基づく直近年の分配額に 0.72 を乗じた額とする旨の仲裁判断がなされた。我が国を含む上記 8 か国・地域は、同年 11 月及び 12 月に、米国からの輸入品について仲裁判断により許容された範囲内で追加関税を賦課することにつき、DSB に改めて承認申請を行い、承認された。これを受けて、2005 年 5 月に EU 及びカナダ、同年 8 月にメキシコ、同年 9 月に我が国がそれぞれ対抗措置を発動した（我が国の対抗措置は、ベアリング 7 品目、鉄鋼製品 3 品目等、工業品合計 15 品目について、15%の追加関税を 1 年間賦課（対抗措置上限額は約 56.8 億円））。

その後米国は、2006 年 2 月、バード修正条項の廃止を定める 2005 年赤字削減法を成立させ、これにより WTO 上の義務は履行されたと主張した。しかし、同法は、2007 年 10 月 1 日までバード修正条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。バード修正条項の廃止を表明したこと自体は評価できるが、同条項に基づく分配が継続される限り、WTO 協定違反の状態は何ら解消されない。そこで我が国は、2006 年 9 月より 1 年間ずつ上記対抗措置を延長してきた。

2008年9月から2012年に至るまでは、分配額の減少に伴う対抗措置上限額も減少したことから対象品目（ベアリング1又は2品目）及び税率を変更の上で、対抗措置を1年ずつ延長した。その後、2012年に、米国は通常の分配（約217万円）に加え、分配適格が裁判で争われていたために2006年以来「留保」されていた約81.5億円を分配したため、分配額が大幅に増加した。これに伴い、2013年度の対抗措置上限額も約58.7億円と大幅に増加したことから、2013年9月より、対抗措置の対象品目をベアリングのほか、鉄鋼関連の13品目に拡大して17.4%の追加関税を賦課している（2014年8月末に措置終了）。

なお、我が国のほかEUも引き続き対抗措置を継続している（2013年5月からは4品目に対し26%の追加関税を賦課）。カナダ及びメキシコは、現在は対抗措置を発動していない（2006年4月の米国国際貿易裁判所判決（カナダ及びメキシコに対するバード修正条項の適用について NAFTA 実施法違反を認定）を受け、両国製品にかかる同年度分配額はゼロとなった）。

<最近の動き>

2013、2014、2015 米国財政年度の我が国関連品目の分配額は、僅少だったことから、2014年及び2015年、2016年において対抗措置は延長せず、その権利を留保することとし、WTO・DSB（紛争解決機関）に対して、その旨の通報を行った。

ただし、今後も、2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配は続くと思込まれるため、2017年以降の対応については、直近年の米国による分配額等を踏まえつつ、対抗措置内容の検討を行う。また、我が国としては、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく。

（2）ゼロイング方式による不当なダンピング認定

米国—ゼロイング方式による不当なダンピング認定（DS322）については、2016年版不公正貿易報告書117-121頁を参照。

参 考

ターゲット・ダンピングの認定とゼロイング方式に関する問題

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが、上記DS322等これまでのパネル及び上級委員会により認定されていた。しかし、AD協定2.4.2条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容

されると主張していた。パネル及び上級委員会は、過去の紛争においてゼロイング方式はAD協定違反であると繰り返し判断していたものの、いずれにおいても2.4.2条第二文（ターゲット・ダンピング）の場合にゼロイング方式を適用することがAD協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多く事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を進展させていることが注目されていた。

韓国は2013年8月に（DS464）、また、中国は同年12月に（DS471）、それぞれ米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したことはAD協定違反であると主張してWTO協議要請を行った。その後、2016年に、DS464の上級委員会はターゲット・ダンピング認定のために個別の

取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は2.4.2条第二文にも不整合であるとの判断を示した。また、DS471のパネルでも同様に、2.4.2条第二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。DS471では、ゼロイングに関する論点は上訴されておらず、ゼロイング方式をめぐる問題は一段落したともいえよう。

もともと、米国は従前より Nails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysis とターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要がある。

(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

<措置の概要>

米国の日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、2000年1月に日本が協議要請を行い(DS184)、同年3月にパネルが設置された。2001年2月にパネル報告書(WT/DS184/R)が配布され、2001年7月には上級委員会報告書(WT/DS184/AB/R)が配布されて、同年8月に採択された。

<国際ルール上の問題点>

パネル及び上級委員会報告書の内容は、2016年版不公正貿易報告書122-123頁参照。

<最近の動き>

米国の AD 法令は、サンプリング調査(AD協定6.10条)を行った場合の調査対象とならなかった企業に対するダンピング・マージン(all other rate)の算出について、調査対象企業の個別ダンピング・マージンが完全にFacts Available(FA)に依拠しない限り(つまり、一部FAに依拠していたとしても)、その調査対象企業の個別ダンピング・マージンを基礎としてその加重平均を算出しなければならないと定めている。上級委員会報告書は、このような法令自体が、all other rateを

算出する場合にはFAに依拠したダンピング・マージンを考慮してはならないとするAD協定9.4条に不整合である旨判断した。しかしながら、米国は、上記法令を未だに改正していない。本件AD措置は、2010年に開始されたサンセット・レビューの結果、撤廃されているものの、WTO勧告の完全な履行は行われていない状況にある。

DSB勧告の不履行はWTO紛争解決制度の信頼性を損ないかねないものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

<措置の概要>

AD協定11.3条は、当局においてAD課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとは決定しない限り、AD課税は5年間で失効(サンセット)することとされている(サンセット条項)。米国のAD法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くのAD措置が5年を超えて延長されている結果、2016年6月末時点で、10年以上措置が継続されている対日AD措置は13件ある(図表I-2-1)。

<図表 I - 2 - 1> 10年以上措置が継続されている対日AD措置（2016年6月末現在）⁴

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	38年間
1987年2月10日	溶接管継手	30年間
1988年8月12日	真鍮板	28年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	25年間
1995年2月21日	ステンレス棒鋼	21年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	20年間
1998年9月15日	ステンレス線材	18年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	17年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	16年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	16年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	16年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	15年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	13年間

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD 協定 11.3 条は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性（措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること）が認められない限り、AD 措置は 5 年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日 AD 措置に関しては、多くの案件で 5 年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用が AD 協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002 年 1 月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した（DS244）。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的

主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

我が国の主張と上級委報告の論点の概要、日本製表面処理鋼板に対する AD 措置の撤廃については、2016 年版不公正貿易報告書 125-126 頁参照。

<最近の動き>

現在の米国のサンセット・レビューの運用においても、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにもみえ、AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。

我が国は、2013 年以降、春・秋に開催される AD 委員会で長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD 措置を原則 5 年で撤廃しなければならないと定める AD 協定 11.3 条を厳格に適用するとともに、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう要求していく。

⁴ WTO 公表資料 (G/ADP/N/286/USA) 参照

(5) モデルマッチング

2016年版不公正貿易報告書 126-127頁を参照

(6) 日本製厚板に対するAD調査

<措置の概要>

2016年4月、米国政府は、オーストリア、ベルギー、ブラジル、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、中国、南アフリカ、台湾、トルコ及び日本からの厚板に対するAD調査を開始した。2016年5月にITCが損害調査について、同年11月にDOCがダンピング調査について、それぞれ仮決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

本件調査の調査対象産品は厚板であるが、その中にはいわゆる工具鋼(tool steel)が含まれる。厚板はラインパイプやボイラ・圧力容器、産業用機械向けの原板となる一方で、工具鋼は自動車部品の切削工具として利用されているなど、工具鋼はその他の厚板とは成分、用途、価格帯が異なっている。AD協定第3.1条及び第3.2条の下では、損害の決定に当たって、調査対象産品が国内の同種の産品に量的・價格的に影響を与えるかどうかを考慮しなければならない。本件では、我が国の被調査企業は、上記のような工具鋼とその他の厚板との違いから、調査対象産品の一部である工具鋼が同種の産品である国内産品やその生産者に影響を与えていないと主張しており、ITCの最終決定でこのような点が考慮されない場合、AD協定3条に違反することが懸念される。

<最近の動き>

2016年11月の公聴会において、我が国は、上記国際ルール上の懸念点について指摘を行った。わが国としては、今後予定されるITCの最終決定においてAD協定に整合的な判断が行われることを期待するとともに、本件調査について引き続き注視していく。

補助金・相殺措置

2014年農業法

<措置の概要>

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、1973年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996年農業法(適用期間:1996~2002年度)では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002年農業法(適用期間:2002~2007年度)では、基本的に1996年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008年農業法(適用期間:2008~2012年度)では、2002年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008年農業法の期限を控えた2011年から次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や2012年11月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま2012年9月末で2008年農業法は失効した。このような状況の中、2013年1月に2008年農業法を1年間延長した上で、議論を継続し、2014年2月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容とする2014年農業法(適用期間:2014~2018年度)が成立した。

①国内助成

2014年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレートを変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

(a) 農業リスク補償 (2014年農業法で導入)

農業リスク補償 (ARC) は、当年収入が過去5年中3年の平均収入の86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の10%が支払額の上限で、価格損失補償 (下記②参照) との選択制となっている。

(b) 価格損失補償 (2014年農業法で導入)

価格損失補償 (PLC) は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差 (市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差) を補填するプログラム。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

(c) 価格支持融資制度 (継続)

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社 (CCC) から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。

(d) 補完農業保険 (2014年農業法で導入)

補完農業保険 (SCO) は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業

保険の基準収入・収量の86%の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は1985年農業法で輸出奨励計画 (EEP)、乳製品輸出奨励計画 (DEIP) 等の措置を導入した。しかし、WTO等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014年農業法においても、乳製品輸出奨励計画 (DEIP) を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

③輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国产農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国产農産物輸出に対して、商品金融公社 (CCC) が債務保証を行う制度。2002年農業法は、90日間~3年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画 (GSM-102) 及び3~10年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画 (GSM-103)、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画 (SCGP) 及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画 (FGP) の4種の信用保証計画が実施されていた。これらのうち GSM-103 及び SCGP については、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止され、2008年農業法で廃止された。GSM-102については、2008年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014年農業法で債務保証期間の上限が3年から2年に短縮された。

<国際ルール上の問題点及び最近の動き>

①国内助成

WTOドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削

減対象となる助成合計量 (AMS) の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲的国内支持全体 (OTDS) についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017年1月にはこれらの措置について、米国から国内支持通報がなされ、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険は黄の政策に分類された。AMS 自体は現行の約束水準を超えない額ではあるものの、今後議論される新たなルールとの整合性について注視する必要がある。

②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO 農業協定における規律の実効性が十分でない、輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCC が債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月のケニア・ナイロビでの第10回WTO閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18ヵ月以下とすること、(iii)輸出信用プログラムは「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求

され、かつ表示方法も詳細に定められている (刻印、タグ等)。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定した GATT 第9条2項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

<最近の動き>

日本政府は2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」の下で、米国側に要望書を提出し簡素化を図ることを求め、その結果、2004年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされた。その後、2005年及び2009年の日米貿易フォーラムにおいても懸念を表明した。また、2008年及び2010年のWTOにおけるTPR対米審査においても懸念表明を行っている。しかし、日本側の要望に対して米国は依然として上記措置を改善していないことから、我が国としては、今後とも米国に対して改善を求めていく所存である。

基準・認証制度

- (1) 自動車ラベリング法
- (2) CAFE（企業平均燃費）規制
- (3) メートル法（国際単位系）の採用について

2016 年不公正貿易報告書 131-132 頁を参照

サービス貿易

- (1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

2007 年外国投資・国家安全保障法（“ Foreign investment and National Security Act of 2007”）は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である 1950 年国防生産法の第 721 条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会（省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States(CFIUS)）を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し（基幹

インフラや基幹技術への影響等を追加）や議会監視の強化（個別案件の審査結果を議会に通知）等が図られたことである。

本法に基づく手続きの具体的な流れは、当事者の自発的な申し立てもしくは CIFIUS の委員の要請により、CIFIUS が調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまでも、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUS により調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、2006 年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づく米国外国投資委員会の審査が行われた例がある。

<懸念点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものは WTO 協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

我が国は、従来から外国投資審査の運用における透明性及び公平性の問題点を指摘してきた。

2014 年の CFIUS から議会への報告書によると、2014 年中に CFIUS から 147 件の通知が出され、我が国企業が関与したケースが 10 件あるとされている（147 件中、51 件に関し審査と調査が行われたとされている。）2013 年には、ソフトバンク社による米スプリント・ネクステル・コーポレーションへの投資に対して、CFIUS の審査が行われた。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に不公正な影響を及ぼすことがないように、注視が必要である。

(参考) 「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2012～2014年)						
対象年	通知件数		審査期間中の通知取り下げ件数	調査件数	調査中の通知取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本からの投資対象				
2012年	114	9	2	45	20	1
2013年	97	18	3	48	5	0
2014年	147	10	3	51	9	0
合計	358	37	8	144	34	1
日本の通知対象取引態様別件数 (2012～2014年)						
製造業	鉱業、公共事業、建設業	卸売業、小売業、運輸業	金融業、情報通信業、サービス業			合計
18	10	5	4			37

(『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成)

(2) 金融分野の外資企業の参入規制

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態(支店、代理店、代表事務所等)での進出を認めているのは50州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国

保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国はWTO金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、WTOで留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、WTO 約束上適用留保とされていない外国企業差別条項を早急に改善することが求められるとともに、金融サービス自由化の観点から、

参入を困難とする規制を迅速に撤廃・改善することが求められる。また、留保が置かれていても、再保険市場という極めて国際化が進む市場において、このような厳しい担保要件を課しているのは先進国において米国のみであり、早急な撤廃・緩和が期待される。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規則が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても 2006 年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010 年 7 月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督・規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている）。

州ごとの規制の統一化に向けた動きは、外国保険業者にとっても望ましい動きであり、進展が期待される。

再保険の問題については、フロリダ州やニューヨーク州、ニュージャージー州、インディアナ州において、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を減額する新しい規則が制定された。また、全米保険監督当局協会（NAIC）は、2011 年 11 月に再保険に関するモデル法・モデル規則を改正しており、一部の州で同法・規則が導入されている。保険会社が同法・規則に基づく担保減額措置を受けるためには、保険会社の所在地が NAIC に認定管轄区域（Qualified Jurisdiction）として認定される必要があるが、2015 年 1 月より、日本を含む 7 か国・地域が Qualified Jurisdiction に認定されている。

これまで、我が国は二国間協議等の様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。

（3）電気通信分野の外資企業の参入規制

***本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。**

<措置の概要>

米国は、連邦通信法第 310 条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は 20% まで、間接投資は 25% まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO 電気通信基本合意で、米国は直接投資 20% のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997 年 11 月）において、WTO 加盟国からの投資は 25% を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法第 214 条及び第 310 条（b）（4）に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業

者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、関係省庁で構成される「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が実施されることも、法令上の根拠がなく、審査内容も不透明である。

事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、これらの審査基準も撤廃ないし明確化されることが望ましい。

<懸念>

法令解釈の変更により、WTO加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とするサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会(FCC)においては、2012年8月に連邦通信法第310条(b)(3)に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、2013年8月には同条(b)(4)に基づく間接投資に係る規制についても一部手続を簡素化するなどの動きが見られる(ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない)。

(4) 海運分野の外資企業の参入規制

<措置の概要>

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結果、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているとの指摘もされている。また、海運分野におけるウルグアイ・ラウンド継続交渉の失敗の一因は係る米国の保護

的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられる。

①1920年商船法(いわゆるジョーンズ法)

(GATTとの関係は、本章「内国民待遇」参照)米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会(FMC)に報復措置を認めている。

1997年9月4日、FMCは、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社3社に対して米国の港に寄港することに10万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。更に、同年10月16日には、邦船社が9月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月27日、邦船3社は、9月分の課徴金としてFMCに150万ドルを納付することを余儀なくされた。FMCは、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年11月13日制裁措置を無期限に停止した。同措置はまた、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて1998年1月より同条約に基づく協議を開始した。

1999年5月28日にFMCは当該制裁措置を撤回したものの、我が国の主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めていた。我が国の港湾運送事業法改正(2000年11月施行)にもかかわらず、日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られなし、FMCは、2001年8月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとっては不当かつ過大な負担となった。

2011年1月26日にFMCは、日本の港湾慣行に改善が見られたため、日本の港湾慣行に係る状況

についての定期的な報告命令を停止することが効率的と判断するに至り、上記報告命令を停止した。

②アラスカ原油輸出禁止解除法

1995年11月に成立したアラスカ原油輸出禁止解除法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけている。

本法の措置は、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めたWTOの閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びていたが、2016年の統合歳出予算法案（Consolidated Appropriations Act, 2016）の中で、全ての原油輸出制限を解除する内容が盛り込まれ、この中では、上記にあるような米国籍船の使用に関する条件は設けられておらず、原油輸出に関する規制は撤廃されたと考えられる。

③新運航補助制度

米国は1937年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外国航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船舶運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運企業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998年末に終了し、最後の契約も2001年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム（Maritime Security Program）」が1996年から実施されている。

この新たなプログラムは、一定の米国籍船を対象として毎年1億ドルの運航費補助を10年間にわたって実施するものであったが、2003年、本制度が10年間延長（2015年まで存続）されるとともに、対象隻船の拡大（47隻→60隻）、支給額の増額（1隻あたり210万ドル→2006～2008年度は156百万ドル、2009～2011年度は174百万ドル、2012～2015年度は186百万ドル）等、船社に対する補助の拡大がなされた。同制度は明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国の海運サービスに関連する諸制度は一方的な制裁措置を含むものもあり、WTO協定に違反するものもあると考えられる。これらについては、速やかに改善が行われることが必要である。

また、米国は、サービス協定上海運については何ら自由化約束をしていないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が必要である。

<最近の動き>

我が国は、これまでも、上記問題について米国政府に対し繰り返し改善要望を行ってきたところであり、2011年3月の日米経済調和对話の中でも上記措置等の撤廃改善の要望を行っている。

知的財産

（1）商標制度（オムニバス法第211条）

<措置の概要>

米国の1998年オムニバス法第211条には、キューバ政府に接收された資産に関連する商標等の権利に基づいて、キューバ国籍を有する者たる権利承継者等が行う権利の主張を、米国裁判所が承認し、執行することを禁止する規定が存在しているが、当規定は米国人たる権利承継者等には適用されない。

<国際ルール上の問題点>

この規定は、TRIPS協定上の内国民待遇や最恵国待遇等の規定に不整合である。また、米国のこのような一方的な措置は、多角的貿易体制を基本とするWTOの理念と基本的に相容れないばかりでなく、貿易を歪曲するものであり、早急に改善されるべきである。

本件についてEUは、かかる規定がTRIPS協定に違反しているとして1999年7月に米国に二国間協議を要請した。その後のパネル・上級委員会手続

を経て、2002年1月、上級委員会は、オムニバス法211条は米国人の権利承継者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。2002年2月1日に同委員会報告書は採択され、米国はパネルにWTOの義務を遵守する旨表明した。

<最近の動き>

EUと米国は、法制度改善のための合理的期間として2002年12月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われ、2005年7月1日に、米EU間で対抗措置を発動する権利を留保することが合意されている。その後もWTO紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) の定例会合 (2016年1月ほか) において進捗報告がなされているものの、未だ法改正に至っていない。既にWTOの紛争処理手続において終局的な判断が示されている以上、米国は、このような協定に整合しない制度の改善を速やかに行うべきである。なお、2012年6月及び11月のTRIPS理事会通常会合では、本件に関する米国のTRIPS協定義務の履行問題がキューバより提起された。2016年1月に、米国特許商標庁がキューバ国有企業に対して同条制定の発端とされているラム酒の商標「Havana Club」につき商標権の更新を許可する決定を下しており⁵、同月のDSB会合にてEUはこの米国の当該決定を前向きに評価し、今後毎回のDSBにて米国へ進捗報告を求めることはしないこととした⁶。他方で、EU及びキューバともに米国が本条そのものを廃止しなければ当該問題は解決しないとの見解を示しているところ、2015年1月12日にはオムニバス法第211条の撤廃を含む改定案が第114議会に提出されているものの、その後審議は行われておらず、この点状況に変わりはない。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO協定実効性確保の見地から、米国のWTO勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

(2) 著作権制度

①ビデオゲームに係る貸与権の明確化

<措置の概要>

TRIPS協定第11条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第106条 (3) 及び第109条 (b) は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条 (b) (1) (B) (ii) は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて、貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。

<国際ルール上の問題点>

米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務づけるTRIPS協定第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2007年10月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、速やかに国内著作権法を改正し、あらゆるビデオゲームのプログラムについて貸与権を付与する明確な規定を設けるよう要請したが、法改正等の対応はなされておらず、引き続き米国の対応を注視する必要がある。

②著作権の例外 (著作権法第110条 (5) (b))

<措置の概要>

米国の著作権法第110条 (5) (b) は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

<国際ルール上の問題点>

これに対してEUは、米国の著作権法第110条 (5) (b) 等の規定は、TRIPS協定第9条及び第13条に違反するとして、次のように主張して、パネル設置

⁵ <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/house-judiciary-committee-statement>

⁶ https://www.wto.org/english/news_e/news16_e/dsb_25jan16_e.htm

を要請した。

①TRIPS 協定第9条1項は、ベルヌ条約第1条から第21条を準用しており、ベルヌ条約第11条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保 (minor reservation) の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

②TRIPS 協定第13条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定は、この例外に合致しない。

EUの申立てにより1999年5月にパネルが設置され（我が国を始めとして豪州、カナダ、スイス、ブラジルが第三国参加した）、パネルは2000年6月15日、著作権法第110条（5）（b）は、TRIPS協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとし、米国のTRIPS協定の義務履行違反を認め、TRIPS協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

<最近の動き>

この勧告の実施に関して、2001年1月、同年7月までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁がなされた。その後、米国は法改正に至らなかったため、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003年6月に米国がEUに330万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定的合意に達したが、合意期限の2004年12月21日までに状況は改善されず、その後もWTO紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) の定例会合（2016年10月ほか）において進捗報告がなされているものの、未だ法改正に至っていない。パネル勧告の実効性にも関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

③保護を受ける実演の対象の拡大

<措置の概要>

米国著作権法1101条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像 (the sounds or sounds and images of a live musical performance) に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS協定第14条は、保護の対象となる生の実演を音楽実演 (musical performance) に限定していないので、米国著作権法1101条の規定は、TRIPS協定整合性について疑義がある。

<最近の動き>

今後、我が国の実演家による実演の流通が増加すると考えられるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点から、2008年10月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、米国著作権法における実演の保護対象を視聴覚的実演全体に拡大し、更に、実演家に係る諸権利を著作隣接権としてその保護を強化することを要望している。

（3）関税法第337条

<措置の概要>

1930年米国関税法第337条は、輸入における不公正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合（特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった）に、不公正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり、不公正慣行の差止めを命じたりするものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた（図表 I - 2-2参照）。

<図表 I - 2 - 2> 関税法第337条による調査開始件数の推移

発動日	調査開始件数
2003年	18 (2)
2004年	26 (4)
2005年	29 (3)
2006年	33 (2)
2007年	35 (5)
2008年	41 (10)
2009年	31 (10)
2010年	56 (10)
2011年	69 (20)
2012年	40 (10)
2013年	42 (6)
2014年	39 (6)
2015年	36 (3)
2016年	54 (3)

() は日本企業を対象を含むもの

<国際ルール上の問題点>

ITCの排除命令は物に対して行われるため、被提訴人ではない第三者でさえも、米国に輸入することが出来なくなってしまう等の強力な制限であるにも関わらず、ITCの手続きは、①裁判よりも調査期間が短く、被提訴人は反論の十分な準備期間が確保できない、②提訴人は、権利侵害品が国内品ならば米国内の裁判所にしか提訴できないが、外国品ならば裁判所だけでなく ITCにも提訴できるため、被提訴人の応訴負担が大きい等の理由から、米国関税法337条はGATT第3条4項の内国民待遇規定に違反するとしてECが1987年GATTに提訴した。これに対し、特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、GATT第20条 (d) により一定の制約の下に認められているが、関税法第337条の手続は、上記諸点に鑑み、被疑侵害輸入産品に対して同種の米国産品に対して与えられる連邦地方裁判所手続における待遇よりも不利な待遇を与えるものであり、GATT第3条4項の内国民待遇規定に違反し、また、その違反はGATT第20条 (d) の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989年11月、GATT理事会で採択された。

しかし米国は、このようなGATT違反であるとする明白かつ断定的な報告の採択後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻りに調査を行ったため、我が国は、これを極めて重大な問題であるとして、

GATT理事会等の場で改善を求めてきたところである。

<最近の動き>

1994年12月成立のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、上記パネルで指摘された問題点は概ね改善されたものと考えられ、これはウルグアイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。

もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC調査開始から45日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000年1月12日、EUから二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

また、ITCは2013年6月24日に調査の短期化を目指すためのパイロットプログラムを導入した。同プログラムにおいては、調査決定を100日以内に下すとされ、そのスケジュールに基づき、調査の各段階でタイムラインが設定されている。本プログラムは2015年5月11日付けの調査に3回目の適用がなされているが、本格的に導入されるかは不明であり今後の正式導入等について注視していく必要がある。



米国の知的財産保護制度

経済や事業活動がグローバル化する中、他国と異なる原理・手続などにより知的財産が保護されることは、他国民から見れば、制度利用に係るコストが高く、権利取得の予見性や権利の安定性を低める等、貿易・投資の自由化・円滑化を阻害しかねない。以下に、我が国が問題意識を有している米国の知的財産保護制度のうち、主なものを取り上げる。

1. 特許制度

我が国が特に問題意識を持っている米国の特許制度のうちの幾つかは、1993年10月より開始された日米包括経済協議知的財産権作業部会において改善を要求した結果、1994年に是正に向けた日米合意がなされた。

また、2011年9月16日の米国発明法（アメリカ・インベント・アクト）成立により、先発明主義から先願主義への移行^(注)、申立理由に記載要件の不備を含む付与後異議申立制度の導入など、日本側の長年の要望事項について大きな改善がなされた。

一方、出願公開制度の導入については、日米合意後も完全な履行には至らず、米国発明法（アメリカ・インベント・アクト）においても、一定の条件の下、出願人の申請に基づき出願公開を回避できる除外規定が存在することから、引き続き、上記合意内容の趣旨に沿った履行を求めていく必要があり、日米経済調和对話の対米要望事項としても取り上げられている。

(注) 厳密には、自身の発明開示後1年以内に出願をすれば、自身の発明開示から出願までの間に第三者が同一発明を開示又は出願した場合であっても、自身の出願は第三者の開示又は出願による影響は受けないという、いわゆる「先発表主義」的な規定がある点で、一般に世界各国で採用されている先願主義とは異なっている。

2. 著作権制度

我が国が特に問題意識を持っている米国の著作権制度のうちの幾つかは、2001年10月から行われてきた「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において改善を要求してきた。かかる要求以外に、人格権に関する保護対象の拡大、固定されていない著作物の保護についても改善が望まれる。

さらに、「WIPO 著作権条約 (WCT)」及び「WIPO 実演・レコード条約 (WPPT)」において、それぞれ著作者、実演家及びレコード製作者に対して認められている「利用可能化権」（著作物等のインターネットによる送信の際、サーバーへのアップロードなどにより「公衆のそれぞれが選択する場所及び時間において著作物等を利用可能な状態にすること」に関する権利。いわゆる「アップロード権」）について、米国の運用が不明確という問題がある。すなわち、米国はこの権利を著作権法上明記しておらず、頒布権（著作権法 Section 106(3)）により本権利を担保していると考えられるところ、著作物の違法コピーを公衆に履行可能な状態にただけでは頒布権違反を構成しない、との解釈につながり得る判例も存在しており (Atlantic Recording Corp. v. Howell, 554 F. Supp. 2d 976 (D. Ariz. 2008))、本来 WCT や WPPT 上認められるべき利用可能化権が保護されていないおそれがある。この利用可能化権について、我が国は著作権法、EU は著作権指令においてその権利内容を明示的に規定しており、本権利に関する米国の判例等の運用について、引き続き注視していく必要がある。なお、米国著作権局は 2016 年 2 月に利用可能化権に関するレポートを発売し、米国において、「利用可能化権」は著作権法上の「頒布権」で完全にカバーされており、アップロードしただけでダウンロードされていない状態でも頒布権が及ぶ、等の見解を示している。

政府調達

バイ・アメリカン条項

米国では、連邦及び一部の州が、政府が物資の購入等を行う場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を義務づけるルールを採用している（バイ・アメリカン）。バイ・アメリカン条項の概要は、以下のとおりである。

バイ・アメリカン条項は、例えば米国再生・再投資法のように「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」と明示するものもあるが、他方で、次期陸上交通再授權法のようにWTO政府調達協定の対象となる機関についてバイ・アメリカンを定めていながら同協定の義務の範囲外として運用されているように見えるものもある。

今後も、連邦及び州レベルのバイ・アメリカン条項について、WTO協定を含む国際ルールとの整合性について注視していく必要がある。

①連邦レベルでのバイ・アメリカン

連邦レベルでのバイ・アメリカン条項として、次のような例がある。

(a) 1933年バイ・アメリカン法

1933年バイ・アメリカン法は、原則として、連邦政府が物資の購入契約又は公共建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を連邦政府に義務づけるものである。「米国製品」、「米国資材」とは、米国製品の比率が50%以上であるものをいう。また、米国製であるか否かは生産地によって判断され、生産者及びその所有者の国籍は無関係である。

1933年バイ・アメリカン法は、1979年通商協定法により、旧政府調達協定加入国に対しては内国民待遇が供与されるよう修正されたほか、手続の透明性の確保等の面でも協定との整合性が確保され、更にウルグアイ・ラウンド実施法により、大統領は、i) 政府調達協定参加国であり、ii) 米国産品、米国企業に適切な相互主義的調達機会を

付与している国に対しては、同法の適用を控えることができる旨の修正規定が設けられている。しかし、協定未加入国及び協定非対象分野においては、基本的に変更されていない。

(b) 次期陸上交通再授權法 (The Fixing America's Surface Transportation Act)

・連邦輸送局に関連するバイ・アメリカ条項

連邦輸送局 (Federal Transit Administration) から鉄道車両を含む大量輸送機器の購入のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国製の鉄鋼、その他の産品のみを利用しなければならないとする。①調達する車両・鉄道車両の全部品コスト中、2016年及び2017年は国産部品コストの占める割合が60%以上、2018年及び2019年は65%以上、2020年以降は70%以上であること、②車両の最終組立を米国内で行うこと、等の条件を満たすことによって連邦資金を受けられることができる旨規定。

・連邦高速道路局に関連するバイ・アメリカ条項

連邦高速道路局 (Federal Highway Administration) から、高速道路計画のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国で生産された鉄鋼のみを利用しなければならないとする。

本法における連邦輸送局の連邦資金を受けられる条件については、米国産品の部品構成要求率が、現行の60%以上から段階的に引き上げられることとなった。一方、運輸省が当該連邦資金の適用除外申請を却下する際には、書面で申請者に知らせるとともに、同省のウェブサイトに掲示することを義務づける規定を新たに設けている。

(c) 米国再生・再投資法 (The American Recovery and Reinvestment Act)

2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法には、同法に基づく公共建築物の建設・改築、修復やその他の公共事業等に米国製の鉄鋼製品 (all of the iron and steel) の使用に加え、公共事業で使う製品 (manufactured goods) にも米国製使用を義務付けるバイ・アメリカ条項が含ま

れている。

同法は、同法に基づく国土安全保障省による衣料品・テント等の繊維製品（国家の安全保障に直接関係するもの）の調達についても、米国製の使用を義務付けており、一定の条件に合う製品がない場合等は適用除外となると規定している。

ただし、同法には、「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との文言が入っている。

②地方レベルでのバイ・アメリカン

州レベルのバイ・アメリカンとして、次のような例がある。

- (a) カリフォルニア州
2011 年に、州及び地方機関が運輸関連調達において連邦資金を用いる場合に国内産品の利用を要求する法令が成立している⁷。
- (b) ニューヨーク州
現在、国内産品を優遇する法令等は存在しない。しかし、2017 年 1 月には、一定額を超える物品又はサービスの調達において、州機関に米国産品の購入を求める提案がされている⁸。
- (c) オハイオ州
2011 年 6 月に成立した 2012 及び 2013 年度予算法（HB131）において、交通機関に陸上交通支援法（Surface Transportation Assistance Act of 1982）に基づいた米国産品の優先購入の義務付けを行った。
- (d) メリーランド州
公共団体は公益に反する等の場合を除き、公共設備の建設またはそのメンテナンス、公共の場に設置される製造機械及び設備の購買において米国製を義務付ける、バイ・アメリカン法案（HB191）が議会を通過し、2013 年 10 月より適用された。
- (e) テキサス州
テキサス水規約（Texas Water Code）セク

ション 17.183 により、テキサス水開発委員会（Texas Water Development Board（TWDB））による契約時に、量または質が担保でない、または 20%以上の価格差がない限りにおいて、鉄鋼及び公共事業で使う製品を米国製とすることが 2013 年 9 月より義務付けられた。

一方的措置・域外適用

（1）1974 年通商法 301 条 及び関連規定

<措置の概要>

1974 年通商法 301 条（Section 301 of the Trade Act of 1974）は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR（通商代表部）に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016 年版不公正貿易報告書を参照されたい。

【調査手続】

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し（302 条）、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し（303 条）、(iii) 調査開始後一定の期間内（通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内）に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し（304 条）、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内（180 日の延期可能）に同措置を実施する（305 条）。

⁷ http://www.leginfo.ca.gov/pub/11-12/bill/asm/ab_1051-1100/ab_1097_bill_20111002_chaptered.pdf

⁸ ニューヨーク州ウェブサイト (<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-presents-27th-proposal-2017-state-state-buy-american-plan-will-implement-nations>)

〔制裁措置の理由〕**措置の発動が義務的とされる場合（301条****(a))**

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

措置の発動が裁量的とされる場合（301条**(b))**

外国の措置や政策等が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、米国の商業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理 (unreasonable) である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公正かつ不衡平であれば不合理である」と規定されている (301 条 (d) (3) (A)) 。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている (301 条 (d) (3) (B)) 。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続は、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関 (DSB) の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまとまらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、パネル報告書 (WT/DS152/R) が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針 (Statement of Administrative Action) や米国政府のパネル会合における声明 (これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明)

を併せ考慮すると、WTO 協定違反とはいえないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

過去には、自動車及び自動車部品、写真フィルム、農産品に関し、日本も 301 条調査の対象となったことがある。近年では、2010 年に風力発電設備に関して中国に対する調査が行われたほか、2013 年には、後述のスペシャル 301 条の手続に基づき、海賊版ソフトウェアに関してウクライナに対する調査が行われた。

(2) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)**<措置の概要>**

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988) 第 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書 (annual National Trade Estimate Report) の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」 (priority foreign countries) として特定することとされている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し (1974 年通商法 302 条 (b) (2) (A)、303 条)、紛争解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない (304 条 (a) (3)) 。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト (Priority Watch List) 及び監視リスト (Watch List) を作成している。

<国際ルール上の問題点>

1974年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2016 年 4 月に USTR より公表された「2016 年スペシャル 301 条報告書」(2016 Special 301 Report) は、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、

中国、インド、インドネシア、クエート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラの 11 カ国を「優先監視国」として掲載し、その他 23 カ国を「監視国」として掲載している。

(3) 再輸出管理制度

2016 年版不正貿易報告書 156-157 頁参照